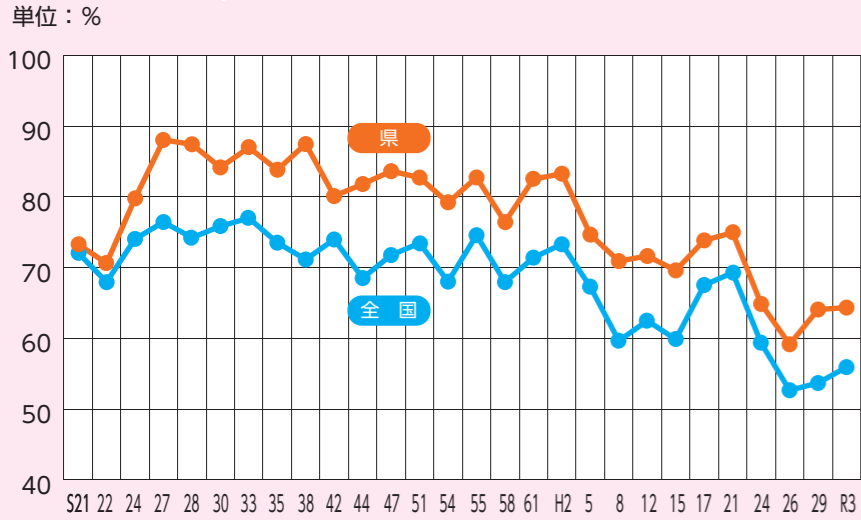
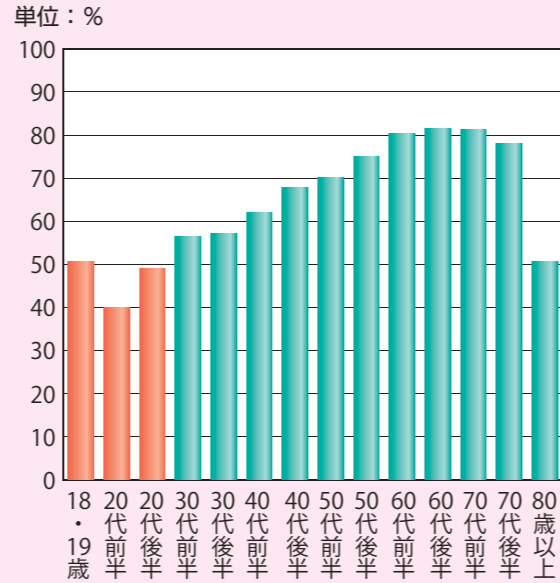


衆院選投票率の推移



年齢別推計投票率(県内)

R3 衆院選



選挙の種類 (R5.10.1 現在)

選挙の種類	任期	任期満了日	前回執行日	選挙区	定数	総定数	被選挙権	選挙権	
衆議院議員	小選挙区	4年 (解散制度あり)	R7.10.30	R3.10.31	小選挙区 山形県第1区～第3区	各1人	289人	年齢満25以上の者	年齢満18年以上の者
	比例代表				比例代表(東北ブロック)	13人	176人		
参議院議員	選挙区	6年 (3年毎に半数改選)	R7.7.28	R1.7.21	山形県選挙区	2人	148人	年齢満30以上の者	
	比例代表		R10.7.25	R4.7.10	比例代表(全国)		100人		
山形県知事選挙	4年	R7.2.13	R3.1.24		1人		年齢満30以上の者	年齢満18年以上で、県内の一市町村に引き続き3か月以上住んでいる者、又は、その市町村から引き続き県内の他の市町村に住所を移した者	
山形県議会議員選挙	4年	R9.4.29	R5.4.9	17選挙区	43人		年齢満25以上の者で、山形県議会議員選挙の選挙権をもつ者	年齢満18年以上で、その市町村に引き続き3か月以上住んでいる者	
市町村長選挙	4年				各1人		年齢満25以上の者	年齢満18年以上で、その市町村に引き続き3か月以上住んでいる者	
市町村議会議員選挙	4年				(市町村が決定)		年齢満25以上の者で、その市町村議会選挙の選挙権をもつ者		

※ 次期衆議院議員総選挙から12人となります。

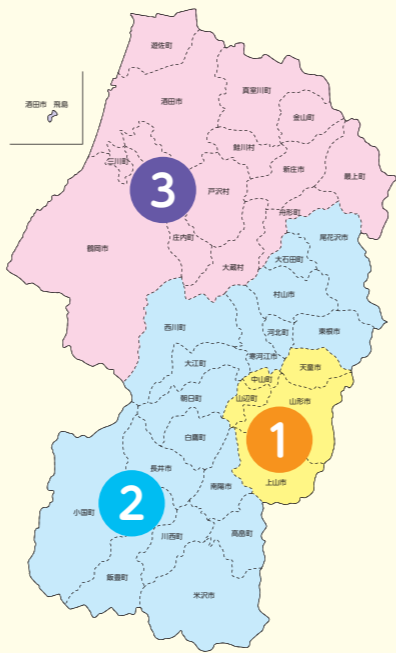
山形県の衆議院議員選挙の選挙区

山形県の小選挙区図

第1区
山形市・上市市・天童市・東村山郡

第2区
米沢市・寒河江市・村山市・長井市・東根市・尾花沢市・南陽市・西村山郡・北村山郡・東置賜郡・西置賜郡

第3区
鶴岡市・酒田市・新庄市・最上郡・東田川郡・飽海郡



大事なのは、
自分の意思で投票することです。
自分が投票したいと思った候補者等に、
自分の意思で投票しましょう!



「選挙のめいすいくん」

山形県選挙管理委員会 山形県明るい選挙推進協議会

山形市松波2丁目8番1号 TEL 023-630-2081 FAX 023-630-2130

山形県選挙管理委員会HP <https://www.pref.yamagata.jp/kensei/senkyo/index.html>

公益財団法人明るい選挙推進協議会HP <http://www.akaruisenkyo.or.jp/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

選挙の主役は君たちだ!

安心できるまちで
幸せな家庭を
築きたい!

若者が活躍
できる場所が
ほしい!

自分の力が
いかせる職場が
ほしい!

大好きな
山形ですっと
暮らしたい!



18歳以上の皆さんは有権者です!!

あなたの声を政治に届けよう。

皆さんが18歳になると、**選挙権**という**権利**を持つこととなります。権利には、それを正しく行使する**責任**が伴いますので、選挙権を持つということは、同時に社会の一員としての責任を負うということでもあります。自分たちの社会や生活のことを真剣に考えて、投票しましょう。



高校での模擬投票の様子

もったいない!若者の棄権は 危険

若者が投じる票数が少ないと、若者の声や意見が届かず、政治に反映されにくくなってしまいます。

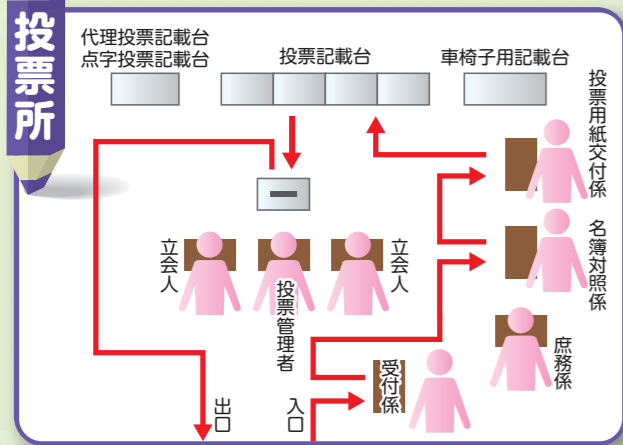


その結果、学生支援や子育て支援などの若者のための政策が後回しにされるかもしれません。

選挙権の年齢要件が満20歳から満18歳に引き下げられたのには、「もっと若者の意見を政治に反映させたい」「若者に未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたい」という意図があります。

せっかく与えられた権利を無駄にせず、将来の社会・生活のために、真剣に考え投票しましょう。

どうやって投票するの?



- 1 投票所入場券・選挙公報を受け取る**
皆さんの家に入場券と選挙公報が届けられます。よく読んで誰に投票したらよいか決めましょう。
- 2 投票所に行く**
入場券を忘れないようにしましょう。(入場券を失くした場合でも、住所・氏名等を確認できれば投票できます。)
- 3 受付をして投票用紙をもらう**
受付では、あなたが投票できる人なのかどうか名簿を見て確認します。
- 4 投票用紙に記入する**
投票所には投票を記載する台と筆記用具等が準備されています。
- 5 投票する**
いよいよ投票箱に投票用紙を入れます。
- 6 投票所から出る**
これで投票はおわりです。意外と簡単でしょう?ちなみに投票所は原則として朝7時から夜8時まで開いています。

まだ18歳になっていないみんなも、親などの選挙権を持っている人と一緒にあれば、投票所に入ることができるよ!



選挙豆知識

投票日に投票に行けなくても大丈夫! 期日前投票と不在者投票

仕事などの用事があったり、住んでいる地域以外の場所にいたりして、投票日に投票所に行くことができない場合も、次の方法で投票することができます。

期日前投票 仕事などの用事がある、投票日に投票所に行けない人が、投票日の前にお住まいの市町村の役所・役場などで投票できる制度です。投票できる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです。

不在者投票 仕事などの用事がある、投票日に投票所に行けない人で、選挙期間中、住んでいる地域以外の場所に滞在している人が、投票日の前に滞在先の市町村の役所・役場などで投票できる制度です。投票できる時間は、原則として滞在先の市町村の役所・役場の執務時間内です。

令和3年10月執行 第49回衆議院議員総選挙 「高校3年生への選挙についてのアンケート」結果

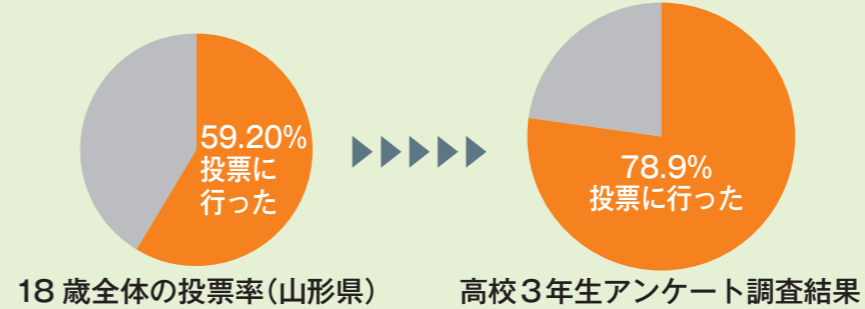
抜粋



1 調査方法 県内の全ての高等学校(58校)の3年生、各学校1クラス程度(50人以内)にアンケートを実施し、46校の1,541人が回答

2 調査結果(主なもの)

Q1 (1) 投票率について
あなたは、衆院選の投票に行きましたか?



Q2 (2) 住民票の異動について
あなたは、将来、他の市町村に引っ越したら、住民票を異動すると思いますか?



住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

住民票は、選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。住民票を移してから3か月経過すると、引っ越し先の新しい住所地で投票できます。

Q3 (3) 期日前投票制度と不在者投票制度について
あなたは、期日前投票を知っていますか? あなたは、不在者投票を知っていますか?

